

三木市・吉川町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約第13条第3項の規定により、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、局長補佐その他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 局長補佐は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係相互間の連絡及び調整
- (2) 係に属する職員の指揮監督
- (3) 分掌する事務の管理

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 100万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。

- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (5) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の種類、形式及び寸法は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、三木市の例による。

(給与等)

第10条 職員の給与、共済費等については、それぞれの属する市、町の負担とする。

2 職員の旅費については、三木市の例により協議会が支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

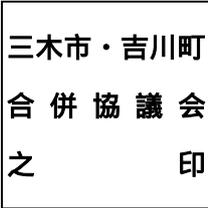
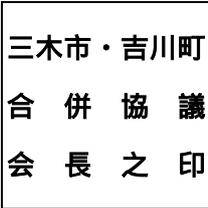
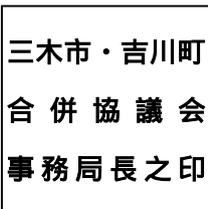
附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

係名	分掌事務
総務係	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 協議会の予算・決算に関すること。 5 合併に係る広報に関すること。 6 合併に係る資料の編纂に関すること。 7 人事に関すること。 8 報酬等の支給に関すること。 9 その他他の係に属さないこと。
調整係	1 合併協定項目に関すること。 2 各種事務事業調査調整に関すること。
計画係	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。

別表第2（第8条関係）

種類	形式	寸法 (ミリメートル)
三木市・吉川町合併協議会印		方 24
三木市・吉川町合併協議会長印		方 24
三木市・吉川町合併協議会事務局長印		方 21

備考 書体は、古印書とする。